

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和7年第3回小坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、6番、本田佳子君、7番、木村則彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 本田佳子君登壇〕

○議会運営委員長（本田佳子君） 皆さん、おはようございます。

本臨時議会についての議会運営委員会を5月8日に開催いたしました。

本臨時会に係る案件は、条例の専決処分2件、令和6年度補正予算の専決処分7件、令和7年度補正予算1件、人事案件6件の議案16件のほか、和解及び損害賠償の専決処分の報告2件、議員派遣の件の決定1件の計19件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、会期を本日1日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎所信表明

○議長（目時重雄君） 日程第3、所信表明について。

町長から所信表明の申出がありました。これを許可いたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回小坂町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご審議いただく議案の説明に先立ちまして、町長選挙後初の議会でありますことから、貴重な時間を拝借し、ご挨拶と町政運営に当たっての所信と決意を表明させていただきます。

去る4月6日の町長選挙におきまして、皆様方をはじめ町民各位の力強いご支援を賜り、小坂町長に就任いたしました。町民の皆様の期待と信頼を双肩に感じながら、その使命と責任の重大さに改めて身の引き締まる思いをしているところでございます。

鉾山町として歩んできた歴史あるまち、そして日本屈指の景勝地である十和田湖を有するまちとして、さらなる発展と、より個性的なまちを目指し、町民との対話を重視しながら、誠心誠意をもって町政に臨んでまいり所存でございます。

国に目を向けますと、昨年11月に賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものにするため、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」及び「国民の安心・安全の確保」を3つの柱とする国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策を策定し、その裏づけとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させて

いくとしております。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかに回復を支えていることが期待される一方で、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっており、加えて物価上昇の継続が消費者マインドの低下等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

このような中、小坂町の本年４月１日現在の人口は4,368人で、昨年４月１日の人口4,508人に比べ140人の減少となり、依然として年間100人を超える減少が続いております。私は、この人口減少をはじめとする様々な課題に対し真摯に向き合い、職員と一丸となって講じ得る最善の策を実行してまいりました。

４期目の任期と同時にスタートした第６次小坂町総合計画は、町民の目線、町民が望むまちづくりに重点を置き、町民アンケートの実施、まちづくり委員会や高校生から成るまちづくり未来委員会の皆様からのまちづくりに対する意向を確認し、策定いたしました。10年後の小坂町の目指す将来像を「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」とし、住む人が愛着を持ち、訪れる人が感動するまちとなるよう、皆様のご協力の下、各種施策の推進に取り組んでまいりました。

この４年間では、「川上地区の皆様が地域課題解決に向け、自ら取り組んだコミュニティ生活圏形成促進事業」、「雪対策として一本杉地区の流雪溝の完成」、「かぶきんパスの発行などによる高校生や高齢者の交通費に係る経済的負担軽減策」、「新ハザードマップの全世帯への配布」、「熊対策として、おりの増設や狩猟免許取得への費用助成及び誘引樹木伐採に対する補助」、「地域おこし協力隊の採用拡大及び任期満了隊員初の町内定住実現」、「移住定住促進奨励事業による新築住宅や中古住宅購入費用への助成」、「民間活力を利用した定住化促進住宅『ディユ・コサカ』の建設」、「小坂高校閉校に伴い、負担の増加した高校生扶養世帯に対する支援金給付や、中学校卒業祝金などの子育て支援メニューの拡充」、「畑作振興センターを核としたバレイショや大豆などの米だけに頼らない力強い農業の推進」、「グリーンツーリズム推進事業としてワイン試飲直売所の開設及び第１回日本山ぶどうワインコンクールの当町での開催」、「十和田湖の魅力を国内外へ発信する拠点として期待する道の駅十和田湖のオープン」、「『新編小坂町史』の発刊」など前期計画に掲げた事業を一つ一つ着実に実施しながら町政を前に進めてまいりました。

また、４期目の４年間はコロナ禍と重なり、その影響が長期化する中、町民の皆様に安心して生活してもらえよう、迅速なワクチン接種の実施により感染症拡大を防止し、町民の

命と健康を守るとともに、事業継続支援金、緊急宿泊支援等観光振興対策、米価下落対応等農業者支援、地域公共交通支援等の雇用維持と事業継続の確保に向けた取組や、国の地方創生臨時交付金を活用した地域応援商品券や燃料券の発行など、家計や地域経済に対し、町としてできる限りの支援を続けました。

さて、小坂町長として、4月12日から5期目の任に就きました。私は5期目となる町長選挙への立候補に当たり、引き続き「町民が主役のまちづくり」を公約に掲げました。これを念頭に置きながら各種施策に取り組んでまいります。

今年度は第6次小坂町総合計画前期基本計画の最終年に当たりますので、前期5年間の総括に取り組みながら、令和8年度から始まる後期基本計画の策定を進め、私の町長としての総仕上げに取り組んでまいります。

人口減少対策は町の最重要課題であります、このことは容易に解決できる課題ではないと思います。今住んでいる人が小坂町に住み続けたい、住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めることが重要であると考えております。これまで力を入れて取り組んできた若者をターゲットとした移住定住施策や、他の自治体と比べても決して引けを取らないと自負している充実した子育て支援施策などを引き続き実施しながら、新たに脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策実行計画の策定や、高齢者福祉施設の移転整備、町中心部の再開発などに取り組んでまいります。

また、後期基本計画を推進するに当たりましては、「主役は町民」を基本理念に、町民との対話の機会を多く持ち、その声を大事にすることで、掲げる施策が町民皆様の満足につながるものとしてまいります。しかしながら、小さな町の財源は限られておりますので、バランスのよい行財政管理・運営が必要となります。

私が初めて町長に就任した平成21年度当初の地方債残高は約44億7,000万円でありました。この4期16年の間に、大型プロジェクトであるにぎわい創出事業、新総合教育エリア整備事業、和井内エリア整備事業等を実施してきたことにより、新規発行額が増え、残高が一時的に増加した時期もありましたが、行財政運営の効率化に取り組んできた結果、令和6年度末残高は約31億1,000万円まで減少させることができました。次の世代に明るい未来を託せるよう、より一層、健全な財政基盤の強化を図るため、引き続き地方債残高の減少に努めながら、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正配置と計画的な維持管理、ふるさと納税制度の推進、遊休財産の活用等に積極的に取り組んでまいります。

そのためには、議員各位並びに町民の皆様のご協力が必要であります。今後4年間、町長

の職を務めるに当たり、これまで4期16年間に賜った以上のご助言、ご指導を賜りますことを心からお願い申し上げまして、初議会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうか今後ともよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） これで所信表明は終わりました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第4、報告第4号 和解及び損害賠償の専決処分についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第4号 和解及び損害賠償の専決処分についての内容につきましてご報告申し上げます。

本事件は、令和7年1月15日午前8時頃、小坂小学校駐車場において除雪機による除雪作業中、飛び石が駐車中の一般車両のフロントガラスに直撃し破損させたものでございます。3月11日付で相手方と示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回このような事件を発生させたことについて深くおわび申し上げますとともに、今後このような事故が発生しないよう、作業の安全対策を徹底するよう指示したところでございます。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号については終結いたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第5号 和解及び損害賠償の専決処分についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第5号 和解及び損害賠償の専決処分について、内容につきまして報告申し上げます。

本事件は令和7年1月11日午後3時30分頃、小坂町役場南側駐車場において、立木からの落雪により、木の下に駐車していた一般車両のフロントガラスを破損させてしまったものでございます。3月27日付で相手方と示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回このような事件を発生させたことについて深くおわびを申し上げますとともに、改めて庁舎及び周辺の維持管理を徹底するよう指示したところでございます。

以上、簡単でございますが報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号については終結いたします。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第40号 小坂町町税条例の一部を改正する条例の専決

処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第40号 小坂町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、小坂町町税条例の所要の改正をしたものでございます。

主な改正点は、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、町たばこ税について加熱式たばこの課税方式の見直しなどでございます。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議案第40号 小坂町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、1ページをご覧ください。

条文の改正については、4ページから25ページの新旧対照表を参照していただきたいと思います。

本条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として4月1日に施行されたことに伴い改正したものでございます。

主な改正内容であります。1、公示送達についてインターネットを通じて閲覧することができるようにする規定が追加されました。

2、納税証明事項について、第18条の改正に伴う規定の整備です。

3、個人町民税関係です。施行日は令和8年1月1日となります。

1点目は、給与所得控除の最低保障について55万円から65万円に引き上げられました。

2点目は、所得控除について、特定扶養控除の所得要件の拡充と特定親族特別控除の創設

であります。大学生年代の子等の特定扶養控除の所得要件が103万円から123万円に引き上げられました。大学生年代の子等について、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みが導入されました。特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等であります。

3点目は、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備であります。

4点目は、町民税の申告について行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの改正であります。

5点目は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族が追加されました。

6点目は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族の追加等の整備であります。

7点目は、所得控除について、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下へ引き上げられました。

8点目は、所得控除について、ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下へ引き上げられました。

9点目は、所得控除について、勤労学生の前年の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下へ引き上げられました。

4、軽自動車税関係です。

1点目、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正であります。総排気量125cc以下で、最高出力を50cc相当である4kw以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率を50cc原付と同額の年額2,000円とするものであります。

2点目、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項の整備及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの改正であります。

3点目、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備であります。

5、特別土地保有税関係です。

特別土地保有税の減免規定について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの改正であります。

6、入湯税関係です。

入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの改正であります。

7、固定資産税関係です。

1点目、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の規定について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれの改正であります。

2点目、固定資産税の課税標準の特例について、法改正に伴う項ずれの改正であります。

3点目、特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定を新設及び項ずれの改正であります。

4点目、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の削除であります。これは適用期間の終了によるものです。

5点目、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定の削除であります。こちらも適用期間の終了によるものです。

6点目、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、法改正に伴う項ずれの整備及び適用期限の2年延長の改正であります。

8、たばこ税関係であります。

施行日は令和8年4月1日となります。加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例であります。

加熱式たばこの重量によって、紙巻きたばこ1本に換算し課税標準とする方式へ変更されますが、一定期間、激変緩和措置として一定の率を乗じて計算した本数となります。

以上、簡単ではありますが詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第41号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第41号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法の一部を改正する法律等が公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、小坂町国民健康保険税条例の一部改正をしたものでございます。

医療費給付費分、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げ、国保税の課税限度額の合計額を106万円から109万円に引き上げるほか、軽減に係る判定所得基準額を引き上げるものでございます。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議案第41号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、26ページをご覧ください。

条文の改正については、27ページから29ページまでの新旧対照表を参照していただきたい
と思います。

地方税法の一部を改正する法律等が公布され、令和7年4月1日から施行されることにな
ったことに伴い、小坂町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

医療の高度化や高齢化などに伴い医療費が増加する中、保険税負担の公平性の確保及び中
低所得層の保険税負担の軽減を図るため、医療給付費分の課税限度額を65万円から66万円に、
後期高齢者支援金分の課税限度額を24万円から26万円に引き上げて、国保税の課税限度額の
合計額を106万円から109万円に引き上げるものでございます。

また、5割軽減、2割軽減の判定所得基準額の引上げにつきまして、国保税の均等割額及
び平等割額を軽減する判定所得について、物価の上昇等を踏まえ、5割軽減の基準額につい
ては29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準額については54万5,000円から56万円
に引き上げるものでございます。

施行期日は令和7年4月1日とし、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税に適用する
ものであります。

以上で簡単であります但詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第42号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第42号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

まず、専決処分をいたしました理由であります。年度末において、決算見込みにより歳入歳出予算に過不足の調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付で措置したものでございます。

本専決処分による補正予算は、既決予算額46億3,047万3,000円に歳入歳出それぞれ1億1,172万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億4,220万2,000円にしたものでございます。

補正予算の歳入であります。町税の収入見込額、特別交付税及び譲与税並びに交付金の決定額を予算化したほか、国県支出金等の収入額の確定等によって、それぞれ科目を調整しております。

次に、歳出予算であります。決算見込額での調整が主なものであります。予定していた事務事業は、おおむね順調に執行することができ、予算編成から執行まで議員の皆様からのご指導をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

この補正の歳入歳出予算の調整としては、今後の財政運営等に備え、財政調整基金への積立金3億4,374万7,000円を措置いたしました。この結果、令和6年度末の財政調整基金の残高は10億995万8,000円となります。

第2条の地方債補正では、事業費の確定等により発行額の限度額を調整し、その額を1,360万円減の1億7,124万3,000円としております。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 令和6年度一般会計補正予算（第9号）の詳細について説明してまいります。

歳入から説明をいたしますので、補正予算書10ページからご覧いただきたいと思います。

1款町税は、税額の確定見込みで予算調整を行っております。

2款地方譲与税から12ページまで進みまして、8款環境性能割交付金までについては、令和6年度の交付決定額で予算化をしています。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税が既決予算額2億6,760万9,000円に対して1億177万7,000円増の3億6,938万6,000円で決定しています。令和5年度交付額が3億5,082万9,000円でしたので、1,855万7,000円、5.3%の増となっています。

11款交通安全対策特別交付金は、交通反則金を収入の原資として交通事故発生件数等を基に交付額が決定するもので、今年度は交付がありませんでした。

12款分担金及び負担金以下、20ページの21款町債までは、それぞれの決定額あるいは収入見込額などで整理しております。

次に、21ページから歳出に移ります。

歳出については、各款項目の主な補正内容を説明してまいります。

歳出は、各科目で不用額が生ずると見込まれるものについての整理しております。

また、補正額の財源内訳欄の数値は、歳入の調整に伴うそれぞれの充当財源の増減額となっています。

職員人件費の調整は、実績見込みによる会計年度任用職員の報酬、職員給料、職員手当等及び職員共済組合負担金などをそれぞれ減額するものであります。

1款議会費は、各科目の不用見込額を整理しております。

次に、22ページにまたがってまいります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は一般管理経費を、2目文書広報費は広報発行に係る経費を、3目会計管理費は銀行振込手数料、4目財産管理費は町有財産管理等に係る経費をそれぞれ精算により減額をしています。

5目企画費は、各事業の不用見込額の精算のほか、補助金では実績に基づき、合わせて1,249万5,000円を減額しています。

24ページに移ります。

6目電子計算費は、機器のリース料などの精算により不用見込額を減額しています。

7目基金費は、収支予算調整の結果、3億4,374万7,000円の剰余が発生しましたので財政調整基金に積み立てることとしています。この予算補正の結果、令和5年度末の財政調整基金残高が9億6,496万9,000円でありましたが、令和6年度中に3億378万6,000円を取り崩し、3億4,877万5,000円積み立てたことから、令和6年度末残高は10億995万8,000円となりました。

また、未来創生基金への積立てについては3,020万円を予算化しておりましたが、令和6年度のふるさと納税としての未来創生基金への寄附は2,149万3,000円でありましたので、870万7,000円減額しています。令和5年度は2,786万7,000円でありましたので、前年度比637万4,000円の減となりました。

8目バス運行費は、実績により不用見込額の精算をしています。

9目物価高騰対応重点支援給付金給付費は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への支援として3万円を746世帯に、非課税世帯子ども加算分として2万円を24人に給付し、精算により233万4,000円を減額しています。

2項徴税費、3項戸籍住民基本台帳費、26ページに移りまして4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費では、各科目の不用見込額の整理をしています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。実績により不用見込額を精算しているほか、国民健康保険特別会計予算での保険給付費等の見込みによる減額で、繰出金を731万6,000円減額しています。

2目高齢者福祉費は、各種サービス事業等に係る業務委託料や補助金などの減額が主な内容です。

3目老人憩の家管理費は、修繕料及び指定管理料の精算による減額をしています。

4目医療給付費は、19節医療扶助費についてその実績見込額により、合わせて182万6,000円減額しているほか、後期高齢者医療特別会計繰出金を170万1,000円減額しています。

28ページに移ります。

5目障害者福祉費は、19節扶助費を実績により830万5,000円減額しています。

6目福祉保健総合センター管理費は、工事請負費及び備品購入費を実績により減額しています。

7目介護保険費は、保険給付費等の支払い実績に応じて、介護保険特別会計繰出金を734

万7,000円減額しています。

8目交通安全・防犯対策費は、実績見込みによる精算です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、出産・子育て応援事業等の実績により不用見込額を精算しています。

2目児童運営費は、児童運営費委託料、小坂マリア園運営費補助金など、それぞれの実績見込みにより、合わせて1,239万3,000円の減額です。

3項生活保護費、1目扶助費は、実績見込みによる精算です。

30ページに移ります。

4項1目国民年金事務取扱費は、職員旅費と需用費の精算です。

5項1目災害救助費は、実績により不用見込額を精算しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、実績により、事務費のほか、がん患者助成事業の実績による減額など、2目環境衛生費は、公衆トイレ管理費、廃棄物関係事務事業等の精算、3目公害対策費は、各科目の不用見込額の精算、4目予防費は、定期予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種等の精算、5目母子保健指導費は、委託料や各種助成事業の精算、6目健康増進事業費は、32ページに移ります。各種検診等の精算、7目資源循環推進費は、庁用器具費やモニター用生ごみ処理機購入費用等の精算により、それぞれ減額をしております。

8目温暖化対策推進費は、各科目の不用見込額の整理をしております。

2項清掃費は、不燃物最終処分事業費について実績による精算、3項診療所費は、十和田湖診療所及び歯科診療所への運営費等の精算により623万7,000円減額しています。

5款労働費は、労働支援事業費の実績見込みにより減額しています。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、各科目の不用見込額を整理しております。

34ページに移ります。

3目農業振興費は、有機農業推進事業補助金など、補助金を実績により、合わせて208万8,000円減額しています。

7目バイオマスタウン推進費、8目グリーンツーリズム推進費は、各科目の不用見込額をそれぞれ実績により減額しています。

2項林業費は、森林環境整備事業費等を精算により減額しています。

7款1項商工費、2目商工振興費は、事務費のほか、産業振興促進事業や物価高騰対応の

補助金等を実績により、合わせて1,259万4,000円減額しています。

3目観光費は、各事業における不用見込額の精算、4目康楽館費、5目小坂鉦山事務所費は、管理経費などの精算による減額、6目国際交流推進費は、国際交流推進事業費の精算により減額しています。

7目小坂鉄道レールパーク費及び36ページに移って9目十和田湖観光振興センター費も、管理経費など精算による減額をしています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、融雪装置設置費補助金等を実績により減額しています。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、財源内訳欄、国県支出金の道路除雪事業に係る社会資本整備総合交付金261万6,000円と、臨時道路除雪事業費国庫補助金1,500万円を受入れたことによる財源振替をしています。

2目道路橋りょう新設改良費は、地方債発行額の精算減額による財源の振替です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費は、都市計画審議会に係る経費等、2目公園管理費は、都市公園等の管理経費、5項住宅費は、住宅管理経費を実績により減額しています。

9款1項消防費、2目非常備消防費、38ページに移ります。3目消防施設費、4目水防費及び5目災害対策費は、それぞれ実績に基づき減額をしています。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費及び2目事務局費は、各科目の不用見込額を整理しています。

3目教育助成費は、スクールバス運行事業や学校給食助成事業の実績に基づく精算のほか、不用見込額を減額しています。

40ページに移ります。

2項小学校費及び3項中学校費は、42ページに続きます。1目学校管理費は、実績に基づく減額、2目教育振興費は、教育振興事業や援助費の不用額を減額整理しています。

4項社会教育費は、44ページまで続きます。1目社会教育総務費、2目生涯学習推進費、3目芸術文化振興費、5目公民館事業費、6目図書館費及び7目郷土館費は、いずれも各経費の不用見込額を整理しています。

4目の社会教育施設管理費は、各施設管理に係る経費のほか、川上公民館改修に係る工事費等を実績によりそれぞれ減額をしています。

5項保健体育費の1目保健体育総務費、2目体育施設費、3目屋内温水プール費及び46ページに続きます。4目学校給食費は、実績により不用額を減額しています。

12款の公債費は、長期債の元金及び利子償還金の不用額を減額しています。

最後に、7ページをお開きください。

第2表の地方債補正です。

変更は5件で、事業費の精算等に伴いましてそれぞれ調整をし、地方債の限度総額1億8,484万3,000円から1,360万円を減額し1億7,124万3,000円に変更するものでございます。

以上で、令和6年度一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番。

○5番（樫谷勇次君） 全体的な歳出について、実績によって、こちらが全てほぼマイナスと
いいですか、予算より使わなかったというようなものになっていると思うのですけれども、
逆に使いすぎたものがあまり見当たらなかったのも、この全体的な数字だけを見ると逆に予
算的には結構多く積んでいたような見え方がします。実際どうなのかはそれによって全体が
1億円ぐらい変わったという形なのですから、歳入も多分減るので全体的に1億円くら
い浮いたわけではないと思うのです。何千万円か、実際に予算としては積んでいたけれども
使わなかったことになる。そうすると財源としては使えるものを使わなかったことになる
と思っています。したがって、この予算は精度が高くなれば、この分もう少しほかのもの
に使えるのではないかと思いますのですけれども、そこについて予算の精度といいますか予算
の計上の仕方について、お聞かせいただければと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） まず、今回の専決補正につきましては、性格上、年度末の最終の
整理ですので、足らない予算を足すプラスの補正というのは基本的に例年ない補正になって
いますので、そのマイナスのほうが大きい補正額となっております。

あと、議員ご指摘のとおり、予算の過大計上ではないかというようなお話であります、
中にはそういう部分もあると思っております。例月監査や決算審査などでも、監査委員から
のご指摘いただいていますように、余計な予算は持たないようにして、要らなくなったらす
ぐ減額して、ほかの事業に回しなさいというご指摘は常々いただいているところであります
ので、それらについては予算の運用について今後も注意していくようにしていきたいと思
います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第43号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第43号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、小坂町国民健康保険特別会計の決算見込みにより、令和7年3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

既決予算額に歳入歳出とも2,911万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,625万4,000円にしたものでございます。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから一般被保険者療養給付費を2,072万

6,000円、一般被保険者高額療養費を235万5,000円、出産育児一時金を100万円、葬祭費を55万円、委託料の確定により特定健康診査委託料を87万2,000円、事業内容変更により保健衛生普及事業委託料を108万6,000円、それぞれ減額しております。

歳入につきましては、療養費等相当額が交付された普通交付金は、療養費等の確定により2,538万7,000円の減額、特別交付金は、交付額決定により340万1,000円の増額、一般会計繰入金は、繰入額確定により731万6,000円の減額、歳出額確定により、財政調整基金繰入金を300万円減額しております。

以上、誠に簡単ではございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第44号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第44号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより、令和7年3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

既決予算額に歳入歳出とも235万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,905万8,000円にしたものでございます。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから後期高齢者医療広域連合への納付金229万円を減額しております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料について、実績見込みにより65万円の減額、一般会計繰入金は事務費繰入金を6万1,000円、保険基盤安定繰入金を164万円、それぞれ減額しております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第45号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第45号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、介護保険特別会計の決算見込みにより、令和7年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

保険事業勘定は、既決予算額から歳入歳出ともに1,475万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億3,270万5,000円にしたものでございます。

歳出補正の主な内容は、2款保険給付費において、給付費の実績に基づき2,469万9,000円を、3款地域支援事業費において789万4,000円をそれぞれ減額したほか、4款介護給付費準備基金積立金を4,848万1,000円増額するものでございます。

歳入補正の主な内容は、本年度交付分の介護給付費交付金等の確定に伴い、3款国庫支出金から5款県支出金をそれぞれ増額したほか、7款繰入金においても給付実績見込みから690万1,000円を減額したものでございます。

次に、介護サービス事業勘定は、既決予算額から歳入歳出ともに19万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を385万7,000円にしたものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第46号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第46号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、小坂町歯科診療所特別会計の決算見込みにより、令和7年3月31日付での予算の整理を行ったものでございます。

既決予算額から歳入歳出とも389万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,004万2,000円にしたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出において総務費及び医療費を実績に合わせて減額を

行い、歳入においては1款診療収入を156万円、4款諸収入1万2,000円を増額し、財政調整として3款一般会計繰入金546万7,000円を減額し調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第47号 令和6年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第47号 令和6年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、小坂町中小企業従業員退職金等共済事業会計の決算見込みにより、令和7年3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

既決予算額から歳入歳出とも410万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を81万6,000円にしたものでございます。

補正の内容でございますが、退職者が発生しなかったことから、歳出において18節負担金補助及び交付金の退職一時金、歳入においては3款繰入金の中小企業従業員退職金共済基金繰入金から、それぞれ410万3,000円を減額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第48号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第48号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、小坂町水道事業会計の決算見込みにより、令和7年3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

本補正予算は、資本的収入及び支出において、収入の既決額8,032万9,000円に87万4,000円を追加し8,120万3,000円に、支出の既決額2億3,351万円から142万6,000円を減額し2億3,208万4,000円にしたものでございます。

その主な内容は、第2条の資本的収入及び支出の収入では、休平地区配水管布設替補償工事の変更に伴い、工事負担金を87万4,000円増額し、支出においてはメーター購入費の確定により建設改良費を142万6,000円減額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第49号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第49号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

令和7年度当初予算は、町長選挙を控え、骨格予算を基本として編成し、議決をいただいたところでございます。このたび5期目の町政を託されたことを受けまして、第6次小坂町総合計画前期基本計画に基づいた令和7年度の施策に関する予算等について提案させていただきます。

既決予算額45億1,900万円に歳入歳出それぞれ6,033万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億7,933万8,000円にしようとするものでございます。

今回の補正予算の主な内容は、5月8日開催の議員全員協議会において説明させていただいているところでございますが、改めてその細部につきましては総務課長に説明いたさせていただきますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 一般会計補正予算（第1号）の詳細について説明をいたします。

歳出から説明しますので、補正予算書の6ページをお開きください。あわせて、一般会計（第1号）補正後の令和7年度予算案の概要の14ページ、一番最後のページです。こちらも

併せてご覧いただきたいと思います。

また、項目ごとに係る歳入についても併せて説明をまいります。

2款総務費、1項総務管理費、9目物価高騰対応重点支援給付金給付費は、昨年実施した定額減税において、令和5年所得に比べ令和6年所得が減少し差額が生じる等の減税し切れなかった場合を想定して、物価高騰対応重点支援給付事業費の不足額給付として1,212万2,000円を計上しています。

10節需用費から13節の使用料及び賃借料までは事務費分として、18節交付金は不足額給付金分です。

財源内訳欄、国県支出金1,212万2,000円は、地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

3項1目戸籍住民基本台帳費、17節庁用器具費は、マイナンバーカードに転居時の新住所を印刷する券面印刷機が故障したことにより更新が必要となったことから、購入費用として75万5,000円を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金266万円は、当該事業とは別の財源で戸籍の振り仮名の法制化対応分の社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金の受入れによる財源の振り替え分です。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目資源循環型推進費、12節業務委託料は、資源循環推進啓発事業として、環境基本計画に基づく環境への知識や意識啓発に関する事業を実施するための経費として60万1,000円を計上しています。アカシアまつりでの啓発事業や食品ロス削減実践セミナー等の開催を予定しています。

7款1項商工費、3目観光費、12節業務委託料には600万円を計上しています。これは観光推進事業として、新たな観光コンテンツ造成及び販路開拓を秋田県と協定を結んでいる阪急交通社への委託により行う事業で、国庫補助事業の採択が決定すれば事業実施することにしております。

14節設備設置工事費206万6,000円は、赤煉瓦にぎわい館のエアコン増設分、施設解体工事費129万8,000円は、国際交流広場観光案内板撤去分をそれぞれ計上しています。

財源内訳欄の国県支出金500万円は、地域観光魅力向上事業費国庫補助金、その他の100万円は未来創生基金繰入金です。

7目小坂鉄道レールパーク費では、旧小坂鉄道の旅客車両キハの補修を行います。

10節修繕料146万円は、窓ガラス及び銘板の補修を実施します。

14節施設補修工事費287万9,000円は、塗装補修を実施します。

財源内訳欄、その他の257万9,000円は、令和5年度にあけぼの号の塗装補修のために募集したガバメントクラウドファンディングの残額分の未来創生基金繰入金です。

9目十和田湖観光振興センター費、10節消耗品費103万8,000円は、道の駅十和田湖の食堂の食器を購入する費用を計上しています。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、14節施設改修工事費42万2,000円は、町道新遠部線の小坂北インター駐車帯にある案内看板の改修費用分です。道路補修工事費1,283万7,000円は、町道萩平台作線、苦竹山崎線ののり面及び舗装補修、新町山崎線防護柵設置及び上川原大地線道路照明灯移設を施工する費用を計上しています。

2目道路橋りょう新設改良費、12節設計委託料の734万8,000円は、東北自動車道をまたいでいる3本の町道の跨道橋撤去事業の概略設計費用です。

3項河川費、2目河川整備費、14節河川補修工事費414万7,000円は、松木沢川護岸改修、河川浚渫工事費160万6,000円は、堤沢川しゅんせつの費用を計上しています。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節施設改修工事費の382万8,000円は、小学校の旧児童昇降口の屋外階段等の補修、設備設置工事費193万1,000円は、図書室にエアコンを設置する費用を計上しています。

次に、5ページをお開きください。

これまで説明しました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、18款1項1目財政調整基金繰入金に3,697万7,000円を計上して収支の調整を図っております。

以上で一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番。

○7番（木村則彦君） 観光費で、秋田県と連携したこの業務委託内示が決定し次第ということでしたが、大体いつ頃内示が決定し、事業をいつ頃スタートするのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 予定では観光庁からの内示は5月下旬と聞いております。それから、業者と契約を結びまして、コンテンツの商談、情報発信、販売などは8月から開始して、実際のツアー企画は今年の晩秋から冬期に行いたいと考えています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） モニターツアーは冬期ということですが、できれば観光シーズンに間に合わせるような形が望ましいのではないかと。冬期になれば、十和田湖のホテルや旅館が閉まっているということであれば、全然意味がないと思う。やはりそういうシーズンを目がけての情報発信が、望ましいのではないかなと思うのです。物理的に不可能でなければ、そういうことかと思いますが、その点はどうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 今回の観光魅力向上事業ですが、小坂町及び鹿角市の食、小坂町であればワイン、それと既存の観光施設との連携を図って新たな観光の魅力を発信したいということです。例えば今までにはなかった冬期の体験を絡めたメニュー開発も行っていきたいと考えておりますので、今年度のそのスケジュールで組み立てていきたいと考えています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） まず分かりました。もしモニターツアーをやるとすれば、いろいろ考えていると思うのですが、例えば外国人の方を入れるとか、インバウンドの接客もあるのであれば、そのようなこともできれば考えてもらえれば良いかとは思っています。

引き続いてですが、これも観光費の国際交流広場の看板についてです。私は、板面が古くなっているので、それを改修すれば良いのではないかとということで、たしか予算委員会のときに要望したはずですが。今回は撤去ということですが、撤去でもかなり高額な金額なのですが、例えば物自体がもう老朽化しての撤去なのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 設置から大体30年超えくらいたっているものです。実際、屋根がついているような形状ですので耐久性はまだあろうかと思っています。ただ、案内板の板面が大きいのが3面ついており、それらを改修するとなると、かなり多額の経費がかかります。

現在、案内図に関しては明治百年通りを中心とした場所の至るところに立っておりますので、それらの機能は、ほかのものでも代用できると。

さらに、最近の観光地に向かってくるお客様は、スマホなどウェブで情報を得て向かってくるというのが主流でございます。あの案内看板は役目を終えたのではと考えまして撤去する考えました。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 案内板の裏は、掲示板にもなっていますし、見栄えからしてそんなに

悪くはないと思います。観光産業課長が説明されたように、板面改修ということであれば撤去ほど費用はかからないというお話だったのであれば、私は板面だけ改修して、あの周辺の雰囲気合うようなものにしたら良いのではないかとまず思っていたので、一応少しお聞きしました。これは、観光案内人協議会からも要望されてあった件ですので、もし再考できるのであれば、そのような形で考えてもらいたいと思います。

続いて、キハの改修ですが、まず私が、二、三日前に見てきたところ、かなりぼろぼろではありました。古くからあるものなので、鉱山の鉄道として、これを残していくとは私的には別に問題ないと思います。要は何を言いたいかというと、この金額で果たして塗装を剥いで塗装全面改修できるのかなと思っています。

ブルートレイン4両の塗装で約1,700万円かかっているわけです。それに対して、この金額で果たして、できるのかどうか、再度確認させていただきたいのと、外側の塗装面だけなのか、内部のほうをどうするのか、塗装をしてどういう利活用をするのか、そこも併せてお答えをお願いします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 金額は大分抑えてあることは確かでございます。予定している業者について、こちらは日本鉄道保存協会の会員の方でございまして、実際に現地に来ていただいて現状を見ていただいた上での出した金額ですので、まずできると考えて計上しております。

最低限の予算で行うために、実際に小坂まちづくり会社に従事している方が一部事前の修繕を進めているのと、小坂鉄道保存会でもボランティアでできる範囲でやっていただいておりますので、この金額でできるとは考えています。

それと、今回は外装をメインで考えておりますので、外装をきれいにした上で皆さんにお披露目して展示したいと考えています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） そうすれば、外観からまず眺めて見学する。例えばホームにつけて内部に入るとか、そこまではいかないということよろしいですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 今考えているのはホームではなくて、洗浄線と言う車庫とは別の格納している建物がありますので、そちらのほうに展示したいと考えています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 私が、心配しているのは、また何かで費用がかかるのではないかと。

このキハの塗装は、多分、実施計画にも入っていないはずだと思いますので、その点、計画的に行ってもらいたい。多分この塗装も突発的に保存会から要望があったり、鉄道ファンの方から要望があったりして行うと思うので、突発的に出てくることはあるかとは思いますが。実施計画があるわけですから、今回の内部のことも含めて、もし他に計画がありましたら常任委員会等にでもお示しいただきたいと思っています。

続いて、ふるさとセンターの食器についてです。これ消耗品ですけれども、こういう消耗品も町がそろえることになっているのかどうか、協定ではどうなっているのか、そこを確認させてもらいたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 道の駅十和田湖についてのご質問とお受けしました。基本協定中では食器については備品の中に入っておりません。現在の指定管理者は使い捨て食器で対応することで事業計画を立てていたようで、それについて町からは、使い捨てではない食器で対応していただきたいという申入れもした経緯もありますし、以前の町議会でも議員から、町で購入してでも使い捨て食器の使用はやめるようにしていただきたいというようなお話もあり、今回、予算計上いたしました。

現在、既に営業している孫左衛門、それと、ふるさとセンターについても町の食器で対応しておりますので、同様なものと考えています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 消耗品ですので、今後また例えば壊れたりしてというときにも町で準備するのか、その点について、よく指定管理者と話してもらえれば良いのではないかなとは思っています。基本的に、まず備品は町がそろえるとしても、消耗品的なところはやはり今回指定管理期間も延長して、銀行から借入れしやすいように5年を6年に延長したりしたところもあるわけですので、そこをいろいろ協定書の中の範囲で考えていただければ良いのではないかと考えています。

続いて、もう一つ、いろいろとすみません。赤煉瓦にぎわい館の冷房の件ですけれども、まず200万円という結構高額な冷房施設になっていますけれども、増築ということで1基もしくは2基増設する考え方でよろしかったでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 既に新築当初からエアコンが設置されておりますが、それで

少し能力不足ということが分かりました。夏期は、30度近くまで室温が上がってしまうということで、1基増設と考えています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 今、観光費関係の予算についていろいろ質問させていただきました。補正額2,000万円というのはかなり高額な予算だと思いました。

そこで町長、先ほどの所信表明でも、町民主役のまちづくりということでまずお話しされていました。今までの政策的にも、町民の福祉の向上とか、地域のいろんな活動への支援などで、いろいろ予算を計上していただいたことについては大変敬意を表してはおります。

そこで、去年の一般質問、2月の予算委員会でも質問させていただいた自治会館への冷房設備の設置の件です。一般質問や予算委員会で質問してきたので、この件に関しての質問は、当分控えようかなと思っていました。

しかし、今回の補正予算を見て赤煉瓦にぎわい館への冷房設備増設工事の予算計上など、観光費だけでも、2,000万円近い一般財源、基金取崩し費用をかけているわけです。財源に寄附とかもあったことや観光客も大事ですけども、観光費でこのぐらい予算をかけるということもあったので、あえて今回質問をさせていただきました。

実は私どもの自治会でも今回町内会の予算の積立金を取り崩して、会館へ冷房設備を設置することにしまして費用が50万円かかります。それから見れば赤煉瓦にぎわい館の200万円の予算計上は高いのではと思います。多分、赤煉瓦にぎわい館は観光施設なので、いろいろ構造上の問題があって、このくらい費用がかかるとは思っています。

赤煉瓦にぎわい館に200万円かけているということから見れば、先ほどの所信表明で「町民主役のまちづくり」とお話しされているのだから、自治会館への冷房設備設置に対して補助することはできることだと思います。

例えば50万円の冷房設備設置に対して、3分の1を補助するとしても15万円ですから、大体10以上の自治会に補助できると思っています。

2月の予算委員会的时候、総務課長に質問をしたら「何かそういう国とか県のメニューがあれば考えられないこともない。」「先行して設置している自治会もあるので多少不公平になる。」という答弁でありました。

私どもは、別にもう補助があろうがなかろうが今回設置することになっているので、もし仮に今後そういう補助制度ができたからといって、別に不公平だとかということは申し上げるつもりはございません。

この件に関して、先日、中央連協の会長会議でもこの話題が出ました。各自治会単独での要望を出しても難しいことから、連協として要望したらどうかという話もありました。今後もしかしたら、連協から要望が出るかもしれません。

自治会館の整備は総務課が管轄です。総務課の財政支出になるので、総務課もほかの課に対して予算を抑制している関係で、なかなか予算計上しづらいことがあるのかと思います。

そういうことから、最終的に「町長の決断」で、こういった案件にかかわる補正予算計上部分も結構あるのではと思います。

もし町民が主役のまちづくりということであれば、ほかの町内会でも結構要望はあると聞いてありますので、今後再度ご検討いただきたいと思います。

その点について町長のご答弁を少し伺わせていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。

町長。

○町長（細越 満君） なんといいですか、連協のほうからのお願いとか、まだ上がってきていけませんので、まだ検討しておりませんが、各自治会から上がってきたときには、いろいろ考えていかなければならないと思っていますし、また最近、県のほうでもそういう補助があるかという思いもしていますので、その辺はいろいろ調べながら対応していければと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 7番、いいですか。

そのほか質疑ありますか。

9番。

○9番（熊谷 聡君） 9番。

7ページの土木費、道路橋りょう新設改良ということで、委託料ということですが、これは高速道路の3本の橋桁と考えてよろしいのですか。

それから、住民に周知して、実施することになっているのか、その点お聞かせください。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） 高速道路上の跨道橋3橋でございますが、令和3年のときに住民等に説明をさせていただいております。それで3橋につきましては住民からの合意を得ております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（熊谷 聡君） 9番。

その際、説明の際、住民から反対意見は出なかったでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） 反対意見はございませんでした。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（熊谷 聡君） 9番。

分かりました。ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑。

2番。

○2番（工藤文明君） 2番です。

先ほどの7番議員に関連した確認になりますけれども、7款商工費の9目十和田湖観光振興センター費のご説明の中に、道の駅十和田湖の食器の購入についての説明がありました。これは私たちの昨年度議員と語る会で、道の駅十和田湖オープン後にも出ていた要望で、それを拾っていただいたところがあるということもご説明ありまして、大変ありがたいところです。

ただ、この予算にある100万円を超える食器というのは、もう少し詳細を伺いたくて説明いただければありがたいです。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 中身が、ラーメン丼、そば・うどんの丼、ヒメマス丼を入れるお重、カレー皿、サラダ丼、汁椀、レンゲなどで、メニューによって食器がいろいろ変わりますので、数が多くなっているかと思います。

○議長（目時重雄君） 2番。

○2番（工藤文明君） 2番です。

分かりました。その食器を見に、ぜひ道の駅十和田湖に伺いたいとも思っております。

関連しますけれども、4款衛生費、7目の資源循環推進費ということで、食品ロスの削減実践セミナー等を計画していらっしゃるということです。これも昨年度、私たちの町民と語る会の中でも要望が出ておりましたし、研修会でも町との座談会でも出ていた意見の中に、食品ロスについて触れていた意見があったかと思いましたが、そういった声を拾ってのセミナーの実施ということで受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 環境基本計画にもありますし、そういう町民の声も聞こえておりますので、それに対応した事業ということであります。

○議長（目時重雄君） 2 番。

○2 番（工藤文明君） 2 番です。

承知しました。ぜひそういった町民の声、ご意見を拾っての計画ということをどんどん前面に出していただいて推進していただくよう重ねてお願いいたします。その確認でした。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） それでは、昼食時間に入ります。

再開は午後 1 時からにしたいと思います。

〔「採決していない」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） すみません、採決を取ります。

〔「討論からです」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

ちょうど昼食時間となりました。

再開は午後 1 時からとします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

◎議案第50号～議案第55号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第50号、日程第17、議案第51号、日程第18、議案第52号、日程第19、議案第53号、日程第20、議案第54号、日程第21、議案第55号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第50号から議案第55号の小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在の委員の任期が6月3日で満了することから、小坂町小坂財産区管理条例第3条第1項に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

管理会委員につきましては、関係団体であります川下入会集団協議会に委員の推薦をお願いし、次の6名の方の推薦をいただいております。

本田有さん、杉原文隆さん、小笠原英人さん、澤口紀夫さん、細越浩美さん、木村武夫さんでございます。いずれの方も長い間、入会集団に関わっておられ、小坂財産区について豊富な知識、経験を持っておられますことから、管理会委員として適任と確信しております。

なお、任期につきましては、令和7年6月4日から令和11年6月3日までの4年間となり

ます。

以上、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

議案第50号から議案第55号は、関連する人事案件であります。したがいまして質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この関連する議案の採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようですから、議案第50号から議案第55号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第50号から議案第55号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

初めに、日程第16、議案第50号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任について同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には6番、本田佳子君、7番、木村則彦君の2人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、6番、本田佳子君、7番、木村則彦君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 次に、日程第17、議案第51号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には8番、秋元英俊君、9番、熊谷聰君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、8番、秋元英俊君、9番、熊谷聰君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 次に、日程第18、議案第52号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には1番、船水隆一君、2番、工藤文明君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1番、船水隆一君、2番、工藤文明君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、うち賛成 9 票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 次に、日程第19、議案第53号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は 9 人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第 2 項の規定により、立会人には 3 番、菅原明雅君、4 番、鹿兒島巖君の 2 人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3 番、菅原明雅君、4 番、鹿兒島巖君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 次に、日程第20、議案第54号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には5番、椿谷勇次君、6番、本田佳子君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、5 番、椿谷勇次君、6 番、本田佳子君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、うち賛成 9 票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 次に、日程第21、議案第55号 小坂町小坂財産区管理会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には7番、木村則彦君、8番、秋元英俊君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、7番、木村則彦君、8番、秋元英俊君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、うち賛成 9 票、反対ゼロ票であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎決定第 1 号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、決定第 1 号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第 1 項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和 7 年第 3 回小坂町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1 時 4 8 分